

精華町地域公共交通会議 名簿

※敬称略

該当条項	区分	委員		備考
	名称	事業者名	氏名	
要綱第3条 第1項第1号	学識経験者	京都大学大学院 工学研究科 都市社会工学専攻 准教授	中尾 聡史	
		京都大学大学院 工学研究科 都市社会工学専攻 助教	田中 皓介	
要綱第3条 第1項第2号	地域住民	住民	福田 義隆	
		住民	石田 豊	
		住民	泉谷 和昭	
		住民	福味 由利子	
要綱第3条 第1項第3号	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する職員	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査）	中野 幸太	
要綱第3条 第1項第4号	京都府の職員	京都府山城広域振興局 企画・連携推進課 課長	富田 幸彦	
要綱第3条 第1項第5号	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその他の一般旅客自動車運送事業者の代表者	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部 統括部長	大西 秀樹	
		関西学研都市交通株式会社 課長	岩田 大河	
要綱第3条 第1項第6号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	奈良交通労働組合 執行委員長	渡邊 英一	
要綱第3条 第1項第7号	京都府木津警察署又はその指名する者	京都府木津警察署 交通課長	村上 隆夫	
要綱第3条 第1項第8号	道路管理者	京都府山城南土木事務所 技術次長	井上 真也	
要綱第3条 第1項第9号	町長又はその指名する者	精華町 事業部長	木村 健司	
要綱第3条 第1項第10号	町関係者	西日本電信電話株式会社 京都支店 ビジネス営業部 ビジネス推進部門 担当 課長	田畑 大樹	公共交通に関する 協定に基づく事業 協力者
		西日本電信電話株式会社 京都支店 ビジネス営業部 ビジネス推進部門 主査	坂戸 万里子	
事務局	事務局	精華町 事業部 都市計画課長	八田 貴史	
		精華町 事業部 都市計画課 課長補佐（まちづくり計画係長）	森島 邦典	
		精華町 事業部 都市計画課 主査	長田 萌	

(仮称) 精華町地域公共交通協議会 名簿 (案)

※敬称略

資料5

該当条項	区分	委員		備考
	名称	事業者名	氏名	
法第6条 第2項第4号	学識経験者	京都大学大学院 工学研究科 都市社会工学専攻 准教授	中尾 聡史	
		京都大学大学院 工学研究科 都市社会工学専攻 助教	田中 皓介	
法第6条 第2項第4号	地域公共交通の利用者	住民	福田 義隆	
		住民	石田 豊	
		住民	泉谷 和昭	
		住民	福味 由利子	
法第6条 第2項第4号	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査）	中野 幸太	
法第6条 第2項第4号	その他地方公共団体が必要と認める者	京都府山城広域振興局 企画・連携推進課 課長	富田 幸彦	
法第6条 第2項第2号	関係する公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部 統括部長	大西 秀樹	
		関西学研都市交通株式会社 課長	岩田 大河	
		西日本旅客鉄道株式会社	予定	新規
		近畿日本鉄道株式会社	予定	新規
法第6条 第2項第4号	その他地方公共団体が必要と認める者	奈良交通労働組合 執行委員長	渡邊 英一	
法第6条 第2項第3号	関係する公安委員会	京都府木津警察署 交通課長	村上 隆夫	
法第6条 第2項第2号	関係する道路管理者	京都府山城南土木事務所 技術次長	井上 真也	
法第6条 第2項第1号	計画作成者	精華町 事業部長	木村 健司	
法第6条 第2項第4号	その他地方公共団体が必要と認める者	西日本電信電話株式会社 京都支店 ビジネス営業部 ビジネス推進部門 担当 課長	田畑 大樹	公共交通に関する 協定に基づく事業 協力者
		西日本電信電話株式会社 京都支店 ビジネス営業部 ビジネス推進部門 主査	坂戸 万里子	
事務局	事務局	精華町 事業部 都市計画課長	八田 貴史	
		精華町 事業部 都市計画課 課長補佐（まちづくり計画係長）	森島 邦典	
		精華町 事業部 都市計画課 主査	長田 萌	

○精華町地域公共交通会議設置要綱

平成23年11月22日
要綱第41号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、精華町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 京都府の職員
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその他の一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 京都府木津警察署長又はその指名する者
- (8) 道路管理者
- (9) 町長又はその指名する者
- (10) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じ、会長が招集し、議長となる。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 交通会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織運営その他必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の庶務は、事業部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年要綱第9号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会
 - 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、協議会において同項に規定する協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であって協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。
- 8 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるよ

うに、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

- 9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平二六法四一・令二法三六・令五法一八・一部改正)